

和光市告示第19号

和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年1月23日

和光市長 松本 武洋

和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住工混在地域の解消等を図るため、住工混在地域等から工場等誘導地区に工場等に移転することを目的に金融機関から資金の借入れを受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において和光市工場等移転利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住工混在地域等 市内の既成の市街地及びその周辺の地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域（次号に該当するものを除く。）及び工業地域（次号に該当するものを除く。）並びに中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第34条第1項第1号に規定する事業場として、独立行政法人中小企業基盤整備機構が和光市の理化学研究所敷地内に設置する新事業創出型事業施設をいう。

(2) 工場等誘導地区 別表に規定する地区をいう。

(3) 工場等 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E－製造業及び大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71－学術・開発研究機関に属する事業所をいう。

(4) 金融機関 次に掲げるものをいう。

ア 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行

イ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関

ウ 株式会社日本政策金融公庫

エ 株式会社商工組合中央金庫

オ 株式会社日本政策投資銀行

カ その他市長が認める機関

- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (6) 移転資金 住工混在地域等から工場等誘導地区に工場等に移転するために必要となる土地若しくは建物の購入等又は建物の建設等に係る費用に充てるための資金をいう。  
（対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 住工混在地域等に工場等を有する中小企業者であること。
- (2) 平成26年9月1日以後に金融機関から移転資金の借入れを受けた者であること。
- (3) 市税を完納している者であること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までに支払った移転資金の利子（遅延利子を除く。）の額の合計額に100分の50を乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は300万円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付年限）

第5条 補助金を交付する年限は、移転資金の借入れを受けた月から10年以内とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、和光市工場等移転利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあっては法人の登記事項証明書
- (2) 移転前の工場等に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書等の写し
- (3) 移転資金に係る金銭消費貸借契約書等の写し
- (4) 金融機関が発行する移転資金に係る返済計画書等の写し
- (5) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、移転資金の借入れを受けた年の翌年の1月31日までに行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市工場等移転利子補給補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

（変更の承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じたときは、和光市工場等移転利子補給補助金交付申請事項変更承認申請書（様式第3号）に変更事項を証する書類を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、和光市工場等移転利子補給補助金交付申請事項変更承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（移転完了報告書等の提出）

第9条 交付決定者は、工場等の移転が完了したときは、速やかに和光市工場等移転完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 移転後の工場等に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書等の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（中止等の届出）

第10条 交付決定者は、工場等誘導地区への工場等の移転を中止したとき、又は工場等を工場等誘導地区外に移転したときは、速やかにその旨を和光市工場等移転利子補給補助金に係る工場等移転中止等届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、毎年1月1日から12月31日までに係る移転資金の利子を金融機関に支払ったときは、和光市工場等移転利子補給補助金請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に補助金を請求するものとする。

(1) 金融機関が発行する移転資金の利子の支払いを証する書類

(2) 市税の納税証明書又は非課税証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による請求（以下「交付請求」という。）は、移転資金の利子を支払った年の翌年の3月31日までに行うものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、交付請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、和光市工場等移転利子補給補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該交付決定者の補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第10条の規定による届出をしたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) この告示に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でない事実があると認められたとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年に移転資金の借入れを受けた者に係る特例)

2 平成26年9月1日から同年12月31日までの間に金融機関から移転資金の借入れを受けた者に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「1月31日」とあるのは「7月31日」と、第11条第2項の規定の適用については、平成27年に行う交付請求に限り、同項中「3月31日」とあるのは「9月30日」とする。

別表（第2条関係）

地区名	区域
和光北インター地域土地区画整理事業地区	新倉4丁目6番から8番まで、新倉4丁目17番、新倉4丁目18番及び新倉5丁目
松ノ木島土地区画整理事業地区	新倉7丁目5番から14番まで及び新倉7丁目22番並びに新倉7丁目4番の一部及び新倉7丁目16番の一部のうち市長が別に定める地域

様式第1号（第6条関係）

和光市工場等移転利子補給補助金交付申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号  
(申請者が法人である場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

和光市工場等移転利子補給補助金の交付を受けたいので、和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

事業の概要					業種	
事業所の所在地		移転前 移転後				
移転完了予定日		年 月 日（移転前の工場等の廃止及び移転後の工場等の設置が完了する予定日を記入すること。）				
		土地	建物	設備	その他	合計額
資金計画	自己資金					
	借入金					
	その他					
借入金の内訳		金融機関名				
		借入額				
		借入利率				
		借入期間				
		償還方法				
補助金交付対象期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
交付申請額		円 ※1,000円未満切捨て				

添付書類

- 1 法人にあっては法人の登記事項証明書
- 2 移転前の工場等に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書等の写し
- 3 移転資金に係る金銭消費貸借契約書等の写し
- 4 金融機関が発行する移転資金に係る返済計画書等の写し
- 5 市税の納税証明書又は非課税証明書
- 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

文書記号第 号  
年 月 日

様

和光市長 印

和光市工場等移転利子補給補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和光市工場等移転利子補給補助金の交付については、次のとおり決定したので、和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金を交付する

- 1 交付金額 円
- 2 支払方法
- 3 条 件

補助金を交付しない  
理由

様式第3号（第8条関係）

和光市工場等移転利子補給補助金交付申請事項変更承認申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

（申請者が法人である場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

年 月 日付け文書記号第 号で交付決定を受けた和光市工場等移転利子補給補助金について次のとおり申請事項に変更があったので、和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、変更の承認を申請します。

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更事項の内容を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

文書記号第 号  
年 月 日

様

和光市長 印

和光市工場等移転利子補給補助金交付申請事項変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった和光市工場等移転利子補給補助金に係る申請事項の変更について次のとおり承認したので、和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

1 変更承認事項

2 承認日 年 月 日

和光市工場等移転完了報告書

年 月 日

和光市長 様

報告者 住所  
氏名 印  
電話番号  
(報告者が法人である場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け文書記号第 号で交付決定を受けた和光市工場等移転利子補給補助金に係る工場等の移転が完了したので、和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 移転完了日 年 月 日
- 2 添付書類
  - (1) 移転後の工場等に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書等の写し
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

和光市工場等移転利子補給補助金に係る工場等移転中止等届出書

年 月 日

和光市長 様

届出者 住所  
氏名 印  
電話番号  
(届出者が法人である場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け文書記号第 号で交付決定を受けた和光市工場等移転利子補給補助金に係る工場等の移転を中止し、又は工場等を工場等誘導地区外に移転したので、和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等誘導地区への工場等の移転を中止した理由

工場等を工場等誘導地区外に移転した理由

和光市工場等移転利子補給補助金請求書

年 月 日

和光市長 様

請求者 住所  
氏名 印  
電話番号  
(請求者が法人である場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

年 月 日付け文書記号第 号で交付決定を受けた和光市工場等移転利子補給補助金について、和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金の交付請求に係る移転資金の利子の支払い期間  
年 月 から 年 月 まで

2 補助金請求額 円

3 振込先

振込先金融機関	銀行 信用金庫 農協			支店
	預金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考 口座名義人は、請求者と同じ名義に限る。

添付書類

- 1 金融機関が発行する移転資金の利子の支払いを証する書類
- 2 市税の納税証明書又は非課税証明書
- 3 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

文書記号第 号  
年 月 日

様

和光市長 印

和光市工場等移転利子補給補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで請求のあった和光市工場等移転利子補給補助金の交付については、次のとおり確定したので、和光市工場等移転利子補給補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

- 1 補助金交付確定額 円
- 2 補助金交付予定日 年 月 日